

	区内事業者の資金繰りを引き続き支援！ 区独自の「新型コロナウイルス感染症対応 特別貸付・借換特別貸付」を延長！
と き	9月30日（金）まで受付期間を延長
<p>区は、事業者の資金繰りを支援する「新型コロナウイルス感染症対応特別貸付」と「新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付」の2つの融資制度について、コロナの感染拡大等による経済状況を踏まえ、3月末までであった受付期間を9月30日（金）まで延長する。</p> <p>特別貸付は令和2年3月に開始。先月までに4,600超の事業者へ約414億円の融資を実行している。また、借換特別貸付は令和3年5月から開始し、先月までに242事業者へ約34億円の融資を実行している。</p> <p>コロナ対応の融資制度を延長することにより、区内事業者の事業継続を引き続き支えていく。</p>	

【新型コロナウイルス感染症対応特別貸付】

1 対象事業者

新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の1か月の売上額または利益率が、前年同月と比較して減少していること

2 内容

- (1) 貸付限度額 2,000万円（運転資金）
- (2) 貸付期間 1,000万円までは7年以内、1,000万超は10年以内 ※据置期間24か月以内を含む
- (3) 利率 2.0%（利用者負担0.2%、区負担1.8%） ※普通貸付の場合、利用者負担0.9%
- (4) 返済方法 固定金利、元金均等払い
- (5) 信用保証料 区が全額補助

【新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付】

1 対象事業者

つぎの2つの要件を満たしている事業者

- (1) 練馬区産業融資あっせん制度による融資を受けていて、新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の1か月の売り上げが、前年同月と比較して20%以上減少していること
- (2) 旧債務を一括返済するための資金に、新たに必要となる資金を併せて一本化すること

2 内容

- (1) 貸付限度額 2,500万円（運転資金）
- (2) 貸付期間 1,000万円までは7年以内、1,000万超は10年以内 ※据置期間24か月以内を含む
- (3) 利率 2.0%（利用者負担0.2%、区負担1.8%）
- (4) 返済方法 固定金利、元金均等払い
- (5) 信用保証料 利用者負担

【問合せ】

練馬区 経済課 融資係 03-5984-2673